

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和5年8月21日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R5. 8／18日県提出（嘆願書）の経緯経過が分かる書類全部 環境管理課 農山漁村振興課 農林〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和5年9月4日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「当該公文書を作成しておらず、文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和5年9月6日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和5年12月12日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

### 2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類を隠した。出せ！

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

農林水産部〇〇は、審査請求人が公開を求めている書類は、審査請求人が令和5年8月18日付けで県に提出した嘆願書に関する業務報告書（以下、「本件公文書」と

いう。)であると推測したが、嘆願書の内容が業務に関係ないことから、業務報告書を作成する必要はないと考え、上司に口頭による報告を行ったのみであり、本件請求に係る文書を作成していないことから文書は保有しておらず、本件処分を行った。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日                      | 内 容 |
|--------------------------|-----|
| 令和5年12月12日               | 諮問  |
| 令和7年 8月27日<br>第3部会（第23回） | 審議  |
| 同 年 9月25日<br>第3部会（第24回）  | 審議  |

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件事案の審査対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張しており、公文書の存在を争っていると解されることから、以下、本件請求に係る公文書の特定及び保有の有無について検討する。

### 2 本件対象公文書の特定及び保有の有無について

#### (1) 公文書の特定について

実施機関の弁明によると、審査請求人が提出した公文書公開請求書に基づき、本件公文書を特定したとのことである。

これに対し、審査請求人が審査請求書において公開を主張する文書は、「本来あるべき書類」というあいまいなものであり、実施機関は公文書公開請求書の記載に基づき公文書を特定すべきであるから、本件公文書と特定したことについては、不合理な点はない。

#### (2) 公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、本件公文書については、嘆願書の内容が業務に関係ないことから、業務報告書を作成する必要はないと考え、上司に口頭による報告を行ったのみであり、文書は保有していないとのことである。

実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、報告自体は意思決定そのものではないこと

から、必ずしも文書を作成する義務はない。

また、嘆願書を受け取ったのは環境管理課であり、農林水産部〇〇は業務に関係ないことから写しも取得しなかったとのことである。そうすると農林水産部〇〇の職員が嘆願書の内容を口頭により上司に報告を行ったのみで、文書は作成していないとの実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

| 氏 名    | 職 業 等        | 備 考 |
|--------|--------------|-----|
| 岩田 晴美  | 四国大学生生活科学部教授 |     |
| 遠藤 理恵子 | 弁護士          | 部会長 |
| 田中 里佳  | 公認会計士、税理士    |     |
| 橋本 正成  | 弁護士          |     |